

食用等に供されるめん羊、山羊及び鹿の飼養管理状況に関する 聴き取り調査結果について

めん羊、山羊及び鹿(以下「めん羊等」という。)の飼養者38戸に対し、飼養管理状況を聴き取り調査したところ、福島第一原子力発電所の事故(3月11日)後に収穫した牧草等の給与や放牧が行われている飼養者(以下、「放牧等実施飼養者」という。)が30戸ありました。

これらのうち、食用に供するめん羊の飼養者は8戸であり、うち放牧等実施飼養者5戸については、国の通知等に基づき、安全性を確認するため、めん羊肉の放射性物質の全戸検査を実施することとしましたので、お知らせします。

1 飼養管理の聴き取り調査結果

畜種	食用		愛玩等 ^{※1}		合計	
	戸数	うち、放牧等 実施飼養者 ^{※2}	戸数	うち、放牧等 実施飼養者	戸数	うち、放牧等 実施飼養者
めん羊	8	5	5	3	13	8
山羊			20	17	20	17
めん羊・山羊			2	2	2	2
鹿			2	2	2	2
めん羊・山羊・鹿			1	1	1	1
合計	8	5	30	25	38	30

※1 ペット、ふれあい動物、研修用など

※2 3月11日以降に収穫した牧草等を給与したり、放牧を実施した飼養者

2 調査結果を踏まえた対応

(1) めん羊等を食用の目的で飼育し、かつ放牧等実施飼養者に対し、家畜の譲渡及びその畜産物の出荷の自粛を要請するとともに、出荷段階において、全戸の放射性物質検査を実施する。

その結果、食品衛生法に定める暫定規制値(500 ベクレル/kg)を下回った場合には、自粛を解除し、超過した場合には当該飼養者が出荷する全頭の実地検査を行い、安全性を確認したものだけを流通させる。

(2) 愛玩等の利用目的で飼育し、かつ放牧等実施飼養者に対し、食用に供さないこと、併せて飼養者が変更される場合には、県に移動の報告をするとともに、譲渡者に対し食用に供さないよう伝達することを要請する。

【問い合わせ先】

農林水産部畜産課

畜産振興主幹 石川 一夫

TEL 023-630-2471

[報道監]

農林水産部次長

若松 正俊